

サービスの種類及び内容		手数料の額・その他	
①	求人紹介が完了し、求職者が就労を開始した場合の報酬金	①	300千円／人（うち150千円／人は、ミャンマー共和国所在の送出機関に支払われる） 支払時期は、求職者が就労を開始して1カ月が経過した時点
②	求職者が就労開始後、6カ月以内に退職した場合の違約金	②	100千円／人。ただし、採用企業側に労働基準法等の法令違反があって求職者が退職した場合は、違約金の支払い義務は発生しない

（上記金額には消費税は含まれない）